

5 在宅重度心身障がい児者訪問歯科健診事業

健康増進課

1 目的

家庭介護を受けている在宅の重度心身障がい児（者）は、市町村や特別支援学校での歯科健診や歯科保健指導を受ける機会に恵まれない状況にあることから、在宅の障がい児（者）の口腔衛生の向上を通じて健康の保持・増進を図ることを目的とする。また、定期的に歯科健診やフッ化物応用を実施することで、歯科治療を必要とする疾患の発生を防ぐ。

2 事業概要

(1) 根拠

長野県歯科口腔保健推進条例（第10条（5））、8020・口腔保健推進事業実施要綱

(2) 内容

在宅重度心身障がい児（者）の健康を支える訪問歯科健診

(ア) 対象 重度身体障がい児・者のうち、家庭介護の状態にある児・者

(イ) 内容 家庭を訪問して歯科健診・保健相談、希望があればフッ化物塗布を行い、歯科治療の必要があれば、県内の重度心身障がい児者歯科診療病院（※）と連携協力し、訪問歯科診療や病院の紹介等を行う。

※佐久市立国保浅間総合病院、長野赤十字病院、松本歯科大学、昭和伊南病院

(ウ) 人数 100人見込

H29		H30		R元		R2		R3		R4	
希望者	実施者	希望者	実施者	希望者	希望者	希望者	実施者	希望者	実施者	希望者	実施者
67	59	71	64	79	67	71	59	79	64	96	85

※重症心身障がい児・者数：1,060名（令和2年3月末現在）

（障がい者支援課調べ）

3 実施主体 県（県歯科医師会委託）